

消費税軽減税率制度説明会

開催のお知らせ

軽減税率制度は全ての事業者に関係があります！
早めの対応が必要です！

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。そのような環境変化に伴い、企業における経理事務作業の増加等が予想されます。当セミナーでは、消費税の引き上げや、軽減税率制度の概要を説明するとともに軽減税率制度導入に向けた各種支援施策のご紹介等を行います。ぜひこの機会にご参加下さい！！

【開催日】 ①平成30年 **11月28日** (水)
18:00~20:00

②平成30年 **12月11日** (火)
14:00~16:00

【会場】 松戸商工会議所会館 4階 中会議室

【定員】 70名

【受講料】 無料

【講師】 松戸税務署 渡部克之氏(11/28)
 法人課税第一部門 早瀬陽子氏(12/11)

税理士 玉川貴康氏(両日)

【申込方法】 下記の申込書に必要事項をご記入の上、
11月16日(金)までにFAXにてお申込ください。

【主催】 松戸税務署
 松戸商工会議所

【セミナー内容】 ※開催両日とも同内容

■消費税軽減税率制度の概要

- (1) 軽減税率制度とは
- (2) 軽減税率の対象となる商品を確認しよう
- (3) 軽減税率導入で請求書・帳簿の記載方法はどう変わるか

■消費税軽減税率導入に向けた国の支援策

- (1) レジ導入・受注システム改修等のための補助金がある
- (2) 税額計算の特例とは



消費税軽減税率制度説明会 受講申込書

松戸商工会議所 行 ⇒ **FAX : 047-365-0150**

申込日：平成 年 月 日

希望日	☐ 11月28日 (水) 18:00~ ☐ 12月11日 (火) 14:00~ ●希望の日くにちにチェックをお願いします。		
事業所名		参加者名	
所在地	(〒 -)	TEL	
		FAX	

★お申込いただいた方の情報は、当所事業の案内や事業遂行等、当事業活動のためのみ利用させていただきます。

「軽減税率対策補助金」 をご存知ですか？

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

現在、レジを使用して日頃から食べ物や飲み物（軽減税率対象商品）を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は、現在使用しているレジを改修する事業者が対象。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムを使用して日頃から食べ物や飲み物（軽減税率対象商品）を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者が対象。

【軽減税率対策補助金の補助事業の完了期限】

平成31年（2019年）9月30日まで

【軽減税率対策補助金の申請受付期限】

平成31年（2019年）12月16日まで

※一部平成31年（2019年）6月28日まで

【詳細・お問い合わせ】

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口

TEL：0570-081-222

9:00～17:00（土・日・祝除く）

